

## 平成30年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 30-2-10)

施策名	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
施策の概要	障害のある子供について、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う体制を充実する。

達成目標	全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。								
達成目標の設定根拠	第四次障害者基本計画や教育振興基本計画等を踏まえ、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限りともに教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることの出来る仕組みの整備を推進するため、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、以下の成果指標に示すとおり、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。								
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度		
①幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	81.9%	—	—	—	81.9%	82.6%	おおむね100%	/	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	/		
	目標値の設定根拠	一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、必要と判断された全ての児童等に対し、個別の指導計画が作成されることが望ましいことから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。							
	指標の根拠	分子：幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等 分母：実際に個別の指導計画が作成されている児童等							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度		
②幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	75.7%	—	—	—	75.7%	77.1%	おおむね100%	/	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	/		
	目標値の設定根拠	教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携し、長期的に一貫した支援を行うため、必要と判断された全ての児童等に対し、個別の指導計画が作成されることが望ましいことから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。							
	指標の根拠	分子：幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等 分母：実際に個別の指導計画が作成されている児童等							

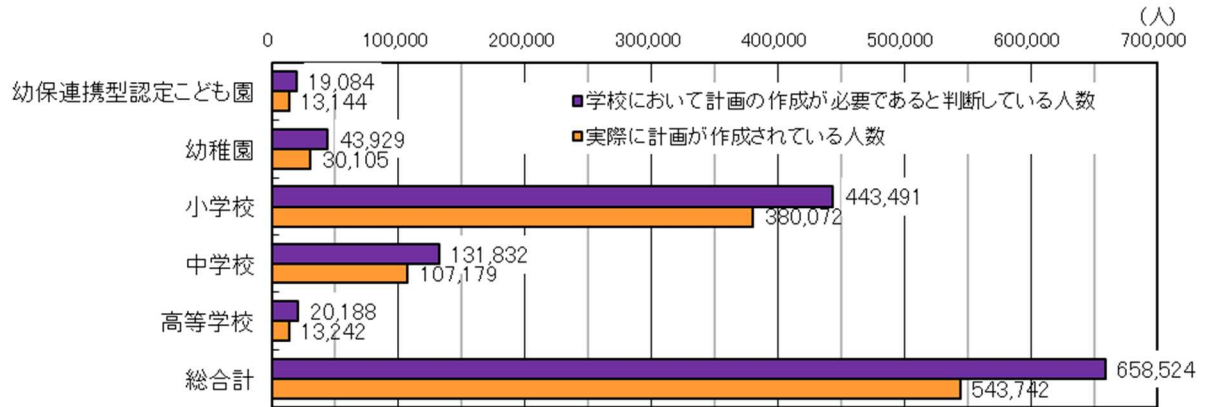
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度	
③幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	66% ※個別の教育支援計画のみ	—	—	—	66% ※個別の教育支援計画のみ	74.6% ※個別の教育支援計画のみ	おおむね100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	障害者権利条約の批准及び障害者差別解消法の施行等を踏まえ、通常の学校において合理的配慮が着実に提供されていくことが必要であることから、第四次障害者基本計画の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。						
	指標の根拠	分子：明記することとしている幼・小・中・高等学校等の数 分母：全国の幼・小・中・高等学校等の数						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度	
④特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を全て行っている幼・小・中・高等学校等の割合	※今後把握予定のため、現時点では不明	—	—	—	—	—	おおむね100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	全ての学校が、組織として、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう校内支援体制を構築する必要があることから、第四次障害者基本計画の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。						
	指標の根拠	分子：特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を全て行っている幼・小・中・高等学校等の数、 分母：全国の幼・小・中・高等学校等の数 (注) 校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、個別の指導計画・個別の教育支援計画への合理的配慮の明記及び教師の専門性向上						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度	
⑤特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状保有状況の割合	75.8%	—	—	—	75.8%	77.7%	おおむね100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようにするためには、障害のある幼児児童生徒に対する教育を担当する者を中心に、教員の資質を向上させることが必要であることから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。						
	指標の根拠	分子：当該障害種の免許状保有者数 分母：特別支援学校教員数						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度	
⑥センター的機能を主として担当する校務分掌・組織を設けている特別支援学校の割合	92.4%	—	—	92.4%	—	—	おおむね100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	特別支援教育の体制整備や地域の障害のある幼児児童生徒の支援強化に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実することが必要であるため、第四次障害者基本計画の成果目標等を踏まえ、本目標を設定した。						

指標の根拠

分子：センター的機能を主として担当する校務分掌・組織を設けている数、  
分母：全国の特別支援学校数

施策・指標に関するグラフ・図等

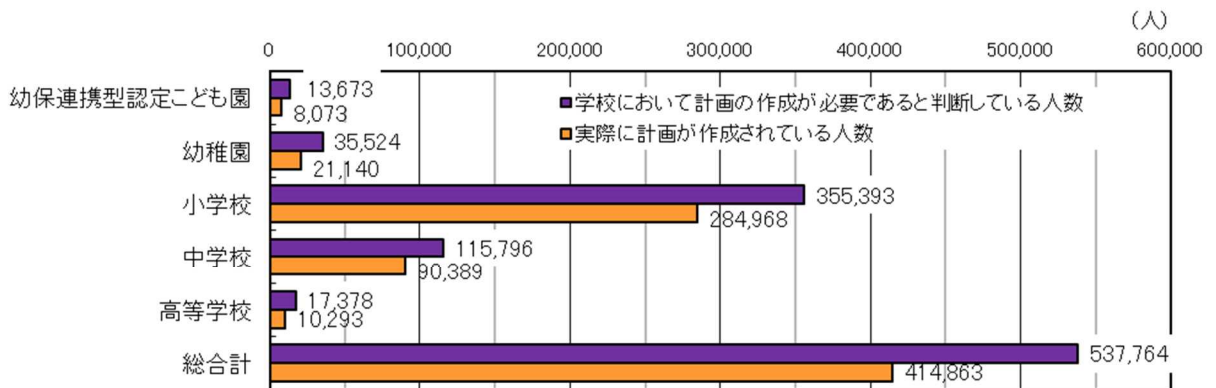
・測定指標①



※上記人数は、学校において教育上特別の支援を必要とする児童等の適切な指導及び必要な支援のために計画の作成が必要であると判断している人数であり、障害のある児童等の数を表しているものではない。

※[]の数値は、学校が個別の指導計画の作成が必要だと判断している人数のうち、実際に計画が作成されている人数の割合を示している。

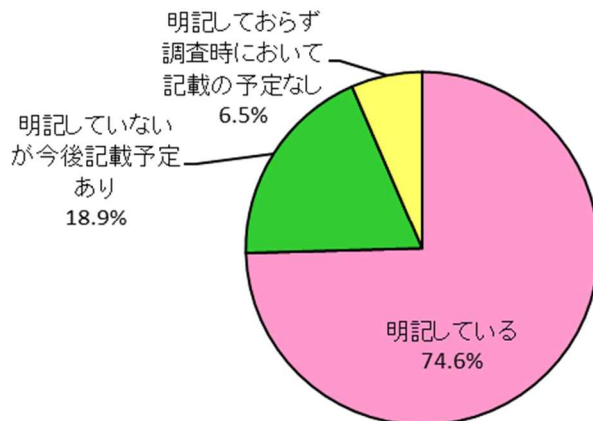
・測定指標②



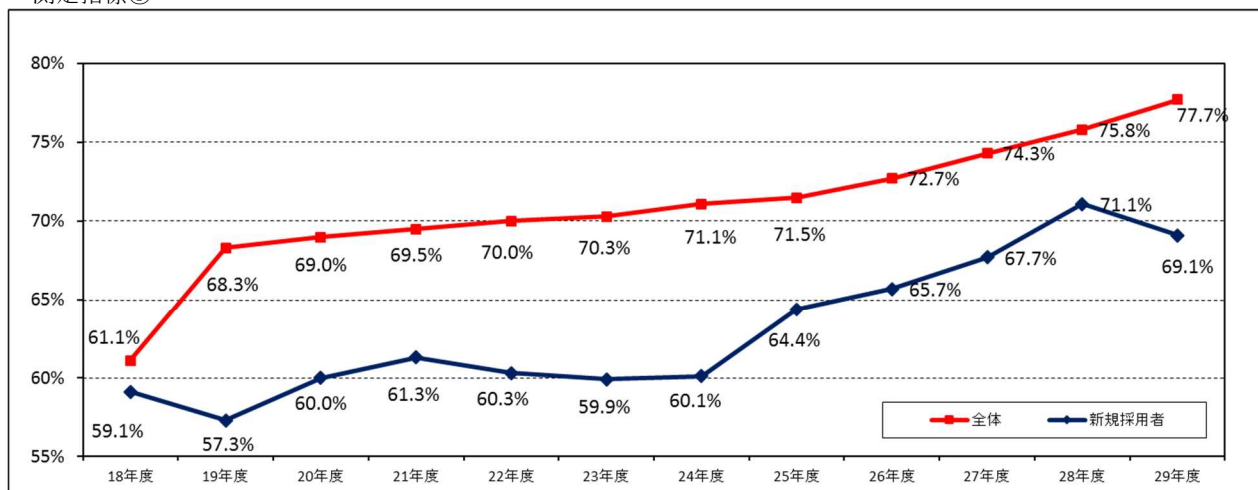
※上記人数は、学校において教育上特別の支援を必要とする児童等の長期的な視点に立った一貫した支援を行うために、計画の作成が必要であると判断している人数であり、障害のある児童等の数を表しているものではない。

※[]の数値は、学校が個別の教育支援計画の作成が必要だと判断している人数のうち、実際に計画が作成されている人数の割合を示している。

・測定指標③



・測定指標⑤



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
平成19年度～29年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

・測定指標⑥

平成27年度 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査 集計結果

「センター的機能を主として担当する分掌・組織(例えば「地域支援部」など)を設けている」92.4%(1005校中929校)

達成手段 (事業)			
名称 (開始年度)	平成29年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成30年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
特別支援教育充実事業 (平成22年度)	834 (526)	594	0120
切れ目ない支援体制整備充実費補助 (平成29年度)	1,452 (1,209)	1,600	0121
特別支援教育設備整備費等補助 (昭和32年度)	4 (4)	3.5	0122
特別支援教育就学奨励費負担等 (昭和29年度)	12,150 (10,619)	11,567	0123
独立行政法人国立特別支援教育総合 研究所運営費交付金に必要な経費 (平成13年度)	1,049 (1,049)	1,049	0124
独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所施設整備に必要な経費 (平成13年度)	97 (97)	38	0125
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名称 (開始年度)	平成29年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成30年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所事業 (平成13年度)	1,049の内数 (1,049の内数)	1,049の内数	特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図る。

独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所施設整備事業 (平成 13 年度)	40 の内数 (40)	38 の内数	特別支援教育に関する実地的、総合的な研究や特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修等を行う独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の施設の充実を通じ、職員の専門性向上や指導内容・方法等の改善を図ることにより、子供たち一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進に寄与する。
達成手段 (法令改正・税制措置)			
名称 (開始年度)	概要		担当課 (関係課)
改正教育基本法 (平成 18 年度)	第 4 条第 2 項に「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との規定が新設された。		特別支援教育課
改正学校教育法 (平成 19 年度)	障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。		特別支援教育課
改正障害者基本法 (平成 23 年度)	第 16 条において、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないことが規定された。		特別支援教育課
障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律 (平成 25 年度)	国・地方公共団体等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする義務があることが規定された。		特別支援教育課
改正学校教育法施行令 (平成 25 年度)	障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。		特別支援教育課
障害者の権利に関する条約 (平成 26 年度批准)	第 24 条において、インクルーシブ教育システム及び合理的配慮の理念が提唱された。		特別支援教育課
改正学校教育法施行規則 (平成 28 年度)	小・中学校等において制度化されている「通級による指導」について、高等学校段階においても同様の指導を行うニーズが高まっていることから、平成 28 年度に省令・告示改正を行い、平成 30 年度から高等学校等においても通級による指導を行うことができることとした。		特別支援教育課
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			
名称 (開始年度)	概要		担当課 (関係課)
特別支援教育担当者会議	文部科学省、厚生労働省及び関係機関からの行政説明・質疑応答等を行う。 (対象：都道府県・指定都市教育委員会)		特別支援教育課
合理的配慮普及推進セミナー (平成 25 年度)	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応指針に係る十分な情報提供を行うこと及びインクルーシブ教育システム構築に向けて、障害のある子供一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて実施する「合理的配慮」についての理解を深め、各地域における特別支援教育の一層の推進を図ることを目的とする。(対象：都道府県・指定都市教育委員会・学校法人の設置する学校等)		特別支援教育課
特別支援教育教育課程等 研究協議会 (平成 20 年度)	特別支援学校学習指導要領等に基づく教育課程の編成、実施上の課題について協議、情報交換等を行い、もって特別支援教育の改善及び充実を図ることを目的とする。(対象：都道府県・指定都市教育委員会等)		特別支援教育課
平成 29 年度事前分析表からの変更点	平成 30 年度から開始された第 4 次障害者基本計画や第 3 次教育振興基本計画等に掲げる成果目標と一致させるため、達成目標・測定指標等を全面的に改定した。		

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		28年度	29年度	30年度	31年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る 予算 下段：複数施策に係る 予算	当初予算	16,574,852 ほか復興庁一括 計上分 0	15,590,575 ほか復興庁一括 計上分 0	14,850,760 ほか復興庁一括 計上分 0	16,338,807 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	57,486 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	△57,486 ほか復興庁一括 計上分 0	△1,609 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	16,574,852 ほか復興庁一括 計上分 0	15,588,966 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 【千円】	12,783,524 ほか復興庁一括 計上分 0	13,504,392 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
・測定指標 1・2・3・4：平成29年度特別支援教育体制整備調査 6：平成29年度特別支援学校教諭等免許状保有状況調査 7：平成27年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名称	年月日	関係部分
障害者基本計画	平成30年3月30日	Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 9. 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備
第3期教育振興基本計画	平成30年6月15日	第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 目標(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供
中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」	平成24年7月23日	1. 共生社会の形成に向けて (3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方
中央教育審議会答申「これからの学校教育」	平成27年12月21日	4. 改革の具体的な方向性 (6) 教員免許制度に関する改革の具体的な方向性

を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」		④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上
--	--	---------------------

有識者会議での指摘事項	障害者の方のキャリア教育支援の観点から、企業で輝いて活躍している先輩たちを招いてキャリア教育の講演会みたいなことを開くとか、在校生のモチベーションが上がったりするような測定指標を検討するべきではないか。(浦野委員)
-------------	---

主管課（課長名）	初等中等教育局 特別支援教育課 （中村 信一）
関係課（課長名）	—

評価実施予定時期	平成 32 年度
----------	----------